違反対象物の公表制度

屋内消火栓設備
スプリンクラー設備
自動火災警報設備
} 未設置

重大な消防法違反の危険性を確認しましょう！

▶違反対象物公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断が出来るよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

＜当組合HPで公表しています＞

QRコード又は
塩釜消防で検索！

塩釜消防

＜お問い合わせ先＞

本部予防課 022-361-1616
塩釜消防署 022-361-1621
多賀城消防署 022-355-9704
松島消防署 022-354-4226
七ヶ浜消防署 022-357-4349
利府消防署 022-356-2251

塩釜地区消防事務組合消防本部

違反対象物公表制度の概要

○公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの**不特定多数の方が利用する建物**や病院、社会福祉施設などの**避難が困難な方が利用する建物**です。

○公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**又は**自動火災報知設備**のいずれかが消防法令に**違反して設置されていないもの**です。

屋内消火栓設備　スプリンクラー設備　自動火災報知設備

塩釜地区消防事務組合消防本部